

## 駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しに対する意見の募集結果について

警察庁において、駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しの概要に対する意見の募集を行ったところ、491件の意見をいただきました。

この内容につきまして、次のとおりいただいた意見及び意見に対する警察庁の考え方等を公表いたします。

### 1 意見を募集した概要の題名

駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しの概要

### 2 概要を公示した日

平成18年12月7日

### 3 意見及び意見に対する警察庁の考え方

いただいた意見及び意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。ただし、いただいた意見については、必要に応じ、整理・要約した上で記載しています（いただいた意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の見直しの概要に関する意見以外の意見については、今後の参考とさせていただきます。

### 4 いただいた意見を考慮した結果

いただいた意見を踏まえて、修正した部分はありませんでした。

駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しに対する意見の募集結果について

本件概要に対する意見と意見に対する警察庁の考え方は、次のとおりです。

1 駐車規制からの除外措置の在り方の見直し

この項目では、身体障害者等で歩行困難な方に対する除外措置に係る対象範囲や本人への標章の交付等について賛成意見が寄せられたほか、次のような意見が寄せられました。

	意見の概要	意見に対する考え方
ア	<p>駐車規制からの除外措置（以下「除外措置」という。）の対象とする範囲を定める要件のうち「緊急性」を削除してほしい。</p>	<p>除外措置の対象とする車両のうち、緊急自動車等の車両（身体障害者等で歩行が困難な方が使用中の車両以外の車両）については、広域・不特定の場所における人の生命又は身体の安全確保等駐車を認めなければ公共の安全に支障を来すなどの高度の公共性があると認められる用務に使用することを前提として、都道府県公安委員会で定めることとしていますが、イの意見に掲げる用務に従事する車両は、必ずしもこれに当たるものではないと考えています。</p>
イ	<p>貨物の集配に使用する貨物自動車その他身体障害者等で歩行困難な方の輸送に係るもの以外の次の用務に使用する車両について、除外措置の対象としてほしい。</p> <p>日本郵政公社の車両のうち、専ら通常郵便物の集配のため使用する車両以外の車両</p> <p>現金輸送のため使用する車両</p> <p>霊柩自動車</p> <p>特定の組合員のための貨物の集配のため使用する車両</p> <p>機械警備業務のため使用する車両</p> <p>鍼灸師が往診のため使用する車両</p> <p>薬剤師が患者宅訪問のため使用する車両</p> <p>社会福祉協議会の車両のうち社会福祉に関する活動のため使用する車両</p> <p>出張理美容サービスのため使用する車両</p> <p>高齢者に対する配食サービスのため使用する車両（特に行政の委託を受けた配食サービスのため使用する車両）</p> <p>介護保険法（介護予防支援事業を</p>	<p>なお、除外措置の対象とならない車両については、個別の駐車の場所、日時、用務その他特定の場所に駐車しなければならない特別の事情に応じて、駐車許可制度により対応することが適当であるとと考えています。</p>

	含む)、身体障害者福祉法又は障害者自律支援法に基づく訪問介護等のため使用する車両	
ウ	<p>身体障害者等で歩行が困難な方の輸送等のため使用する次の車両について、除外措置の対象としてほしい。</p> <p>一般タクシー 福祉・介護タクシー 道路運送法に基づく自家用自動車の有償運送許可に係る車両 患者輸送車等以外の福祉用車両 介護保険法（介護予防支援事業を含む）、身体障害者福祉法又は障害者自律支援法に基づく乗降介助等のため使用する車両 障害児等の作業所、活動ホームで送迎のため使用する車両 レンタカー（歩行困難な方であって、車両を保有しない方のため）</p>	<p>身体障害者等で歩行が困難な方が使用中の車両等については、これらの方の移動の円滑を確保する見地から、これらの方本人に対して交付する標章を掲出している場合に、除外措置の対象とすることが適当であると考えています。</p> <p>なお、福祉タクシーであるか否かにかかわらず、患者輸送車又は車いす移動車については、車両を対象として標章を交付することとしています。</p>
エ	<p>身体障害者等であって歩行困難な方に係る除外措置の対象範囲については、次の障害の程度を有する方まで拡大してほしい。</p> <p>身体障害者全員 上肢機能障害の程度が1級から3級の方 下肢障害の程度が4級の方 療育手帳の交付を受けている者のうち20歳未満のすべてのもの 精神障害者の方で、障害の程度が2級若しくは3級の方又は精神障害者健康福祉手帳の交付を受けていない方 難病・慢性疾患の患者等すべての移動困難者 障害者、病人、高齢者（70歳以上又は身体障害者手帳等の交付を受けていない者）の方 道路運送法第79条の3に基づく福祉有償運送の対象となる方</p>	<p>身体障害者等の方が使用中の車両等については、これらの方の移動の円滑を確保する見地から除外措置の対象とするものであることから、徒歩による移動が困難であることを要件として原案の範囲の方を対象とすることが適切であると考えています（身体障害者等に係る自動車税等の減免その他の制度においても、一定の障害の程度に限定されているものと承知しています。）。</p> <p>また、運用の適正を確保する観点から、身体障害者手帳等の客観的な資料により確認する必要があると考えています。</p> <p>なお、病気の方等にあっては、患者輸送車又は車いす移動車については車両を対象として標章を交付することとしているので、これらの車両を使用することが可能と考えています。</p>

	<p>介護保険法に基づく要介護認定を受けた方のうち要介護度2から5に相当する方又は要支援若しくは要介護の認定を受けた高齢者の方</p> <p>発達障害者支援法に基づく発達障害者の方 等</p>	
オ	<p>除外措置の対象となる車両については、すべての道路で駐車できるようにしてほしい。</p>	<p>道路交通法の規定により、例えば、法定駐停車禁止場所における駐車については、いかなる車両も認められておらず、除外措置の対象とすることは困難です。</p>
カ	<p>除外措置の基準及び手続に関して、次の事項を措置してほしい。</p> <p>基準等についてのガイドラインを示し、公表すること。</p> <p>標章の更新について、自動更新又は簡単な手続で交付を行うこと。</p>	<p>除外措置の対象範囲及び手続については、都道府県公安委員会規則等に規定して明らかにすることとしています。この際、申請者の利便も勘案すべきものと考えています。</p>
キ	<p>標章の様式及び有効期間等について、次の事項を措置すべき。</p> <p>標章の様式を全国統一すること。</p> <p>標章について、「真正性が直ちに判断でき、かつ偽造が困難であるもの」とすること。</p> <p>標章の有効期間を、1年又は事業者の車両については車検の満了日、自家用有償運送許可を受けた者の車両については当該許可の満了日とすること。</p>	<p>標章の様式については、一定の基準を示し、これに基づき各都道府県公安委員会規則で定めることとしています。</p> <p>また、標章の有効期間については、使用する車両の車検の年数等も勘案して、原則として3年以内とすることとしています。</p>
ク	<p>身体障害者等で歩行困難な方に交付する標章について、不正使用事案を防止するため、次の措置を講じるべき。</p> <p>標章の利用については、「実際に障害者とその車を利用している時に限る」との文言を明確にすること。</p> <p>歩行困難な方や高齢者の方の認定にあたっては、医師の診断書の提出を義務化するなど厳格にすること。</p> <p>モラルのない方が多い。</p> <p>標章に、有効年識別可能な色別標章の導入やICタグ、バーコードの導入等多機能化を図るなど何らかの</p>	<p>身体障害者等で歩行困難な方に交付する標章については、不正使用防止の観点も踏まえて、その様式や交付及び返納の手続を、各都道府県公安委員会規則で定めることとしています。</p> <p>また、標章の不正使用等の違法行為を認知した場合は、積極的な検挙措置を図るなど、厳正に対処することとします。</p>

<p>方策を講ずること。</p> <p>標章の不正使用事案について、標章の取下げを行わせること。</p> <p>標章の悪用事例が多いため、標章の交付に代えて、取締り後の弁明により証明させること。</p>	
---	--

## 2 駐車許可の在り方の見直し

この項目では、駐車許可の在り方の見直しの考え方及び申請受理窓口の整備等について賛成意見が寄せられたほか、次のような意見が寄せられました。

	意見の概要	意見に対する考え方
ア	<p>貨物の集配その他次の用務のため使用する車両について、駐車許可の対象としてほしい。</p> <p>日本郵政公社の車両のうち、専ら通常郵便物の集配のため使用する車両以外の車両</p> <p>郵政公社から委託を受けた民間運送事業者が信書の集配のため使用する車両</p> <p>LPガスのボンベの交換又はガス容器点検の用務</p> <p>檀家の葬儀等のお参り</p> <p>ホームヘルパー等の用務</p> <p>居宅介護事業の用務</p> <p>居宅介護支援事業の用務</p> <p>訪問入浴介護事業の用務</p> <p>地域包括支援センター事業の用務</p> <p>住民参加型在宅福祉サービス事業の用務</p> <p>障害者自律支援法に基づく用務</p> <p>ケアマネージャーの用務</p> <p>地域福祉権利擁護事業の用務</p>	<p>駐車許可については、その対象を一律に限定することなく、日時、場所、用務その他特定の場所に駐車しなければならない特別の事情について、適切な審査を行い、当該特別の事情と駐車規制の必要性とを比較衡量した上で、その可否を決定することとしています。</p>
イ	<p>駐車許可の様式及び手続の全国斉一化を図ってほしい。</p>	<p>駐車許可制度に係る様式や手続については、道路交通法上、各都道府県公安委員会が定めることとされていますが、今回の見直しを通じて、全国で大きな差異が生じることのないよう可能な限り調整を図ることとしています。</p>
ウ	<p>駐車許可に係る申請者の負担軽減等</p>	<p>駐車許可については、その対象を一律</p>

	<p>を図るため、当該許可について、次のような取扱いにしてほしい。</p> <p>申請者本人に対して駐車許可証を交付すること。</p> <p>車両単位でなく、事業所単位に駐車許可証を交付すること。</p> <p>駐車許可の場所を、例えば、「町内等」と記載すること。</p> <p>日時等を記載しないこと。</p> <p>訪問看護のため使用する車両について、定時訪問のための駐車許可に加え、緊急時訪問看護のため包括的な駐車許可を行うこと。</p> <p>駐車許可の有効期間を3か月、半年又は1年にすること。</p>	<p>に限定することなく、日時、場所、用務その他特定の場所に駐車しなければならない特別の事情について、適切な審査を行い、当該特別の事情と駐車規制の必要性とを比較衡量した上で、その可否を決定することとしています。意見のような運用は、他の交通に支障を及ぼすこととなるおそれがあり、いずれも困難であると考えています。</p>
エ	<p>駐車許可の手續に係る申請者の負担軽減等を図るため、当該手續について、次の措置を講じてほしい。</p> <p>交番での許可事務取扱い</p> <p>窓口の常時開設</p> <p>駐車許可の申請及び駐車許可証の返納を、駐車場所を管轄する警察署だけでなく、全国の警察署で行うことができるようにすること。</p> <p>手續の迅速化</p> <p>手續の簡素化</p> <p>駐車許可の事前申請</p> <p>駐車許可の郵送による申請</p> <p>引越しに係る駐車許可の電子申請</p>	<p>駐車許可の申請の窓口の増設や申請方法の多様化については、各都道府県警察における予算、増員等の措置が必要となり得ますが、今回の見直しを通じて、可能な限り申請者の負担軽減等を図るよう努めていくこととしています。</p> <p>また、駐車許可の審査については、申請者の負担軽減等を図る観点から、審査の迅速化に努めることとしています。なお、駐車許可は、道路交通法上、警察署長の権限とされているため、管轄以外の警察署長が駐車許可を与えることはできませんが、遠隔地からの申請については、事前相談等により審査の迅速化を図ることとしています。</p>
オ	<p>急な引越し等については、駐車許可制度によるのではなく、届出制度を採用してほしい。</p>	<p>道路交通法上、届出制度は規定されておらず、その採用はできないものと考えています。</p>

### 3 駐車規制の見直しの継続

この項目では、貨物の集配のため使用する貨物自動車は、除外措置の対象とすべきであるため、物流の必要性に配慮した駐車規制の見直しに反対するとの意見が寄せられたほか、次のような意見が寄せられました。

	意見の概要	意見に対する考え方
ア	駐車規制の見直しの継続に当たり、	駐車規制の見直しについては、交通参

	<p>次の事項に配慮してほしい。</p> <p>事業用貨物自動車の積卸し等が集中する時間帯、場所において、当該車両に対する駐車規制を解除すること。</p> <p>物流だけでなく、タクシー車両の高齢者の外出サポート等にも配慮すること。</p> <p>公衆トイレ等周辺において、数分間駐車することができるようにすること。</p> <p>地域住民、道路管理者等の協議の場を警察で設営、運営すること。</p>	<p>加者や地域住民の要望意見に十分配慮するとともに、物流の必要性にも配慮することとしています。</p> <p>また、警察としては、地域・道路の環境や交通実態等を勘案して、駐車場所を確保することが必要と認められる場合には、関係機関や地域住民等と連携しつつ、駐車規制の見直しや駐車施設の整備の働き掛けを行っているところです。</p>
イ	<p>パーキング・メーター等の整備とともに、手数料の引き下げを行ってほしい。</p>	<p>時間制限駐車区間規制については、交通実態等に応じて実施の検討を行うこととしています。</p> <p>なお、パーキング・メーター等の手数料については、各都道府県の手数料条例で定められているところです。</p>

#### 4 駐車施設の整備等の働き掛け

この項目では、次のような意見が寄せられました。

	意見の概要	意見に対する考え方
ア	<p>駐車施設の整備等の働き掛けに当たっては、次の点に配慮してほしい。</p> <p>トラックベイ等貨物車が駐車可能な駐車施設を整備すること。</p> <p>公共駐車場について、貨物の集配のための30分間の駐車を無料にすること。</p> <p>バスレーンへのトラックベイ新設等駐車場所を確保すること。</p> <p>縁石に色表示するなど簡便な手法により貨物車専用の駐車スペースを整備すること。</p> <p>駐車施設について、ポストコーンの設置等により歩車分離の明確化を図ること。</p> <p>公衆トイレ周辺に駐車場を整備すること。</p>	<p>警察としては、地域・道路の環境や交通実態等を勘案して、駐車場所を確保することが必要と認められる場合には、関係機関や地域住民等と連携しつつ、駐車規制の見直しや駐車施設の整備の働き掛けを行っているところですが、今後においても、同様の取組みを推進することとしています。</p>

	<p>タクシーベイについて、タクシーが使用しない時間帯には、貨物車が使用できるようにすること。</p>
--	---

5 都道府県公安委員会規則等の改正

この項目では、次のような意見が寄せられました。

	意見の概要	意見に対する考え方
ア	<p>各都道府県公安委員会における改正都道府県公安委員会規則等の施行日を、平成19年6月2日に統一してほしい。</p>	<p>改正都道府県公安委員会規則等の施行日については、各都道府県の実情により多少異なることがあり得るものと考えています。</p>
イ	<p>各都道府県公安委員会における改正都道府県公安委員会規則等の施行日については、平成19年6月1日よりも早期に施行すべき。</p>	